

監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について、監査を行ったので、同条第4項の規定により、その結果（平成25年3月18日付けで請求人に通知）を次のとおり公表します。

平成25年3月26日

奈良県監査委員	廣野隆信
同	南田昭典
同	畠真夕美
同	森山賀文

第1 監査の請求

1 請求人

住所 奈良県生駒市青山台491-7

名称 特定非営利活動法人 生駒市民オンブズマン 代表 土倉 幸雄

2 請求書の提出

平成25年1月22日

3 請求の要旨

監査請求書及び陳述の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

(1) 措置要求事項

附属機関に準じる機関のうち、「要綱による設置」の委嘱委員に対する報酬の支払いは違法である。奈良県は支払った719,400円の全額を知事が県に返還することを請求すること。

(2) 請求の理由

ア 地方公共団体が任意に附属機関を設ける場合は条例によらなければならないと地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）で定められ

ているにもかかわらず、奈良県が要綱に基づき「各種委員会」を設置し、委嘱委員に報酬を支払ったことは違法である。

よって監督すべき義務を負っていた知事は、不法行為につき、奈良県に対して損害賠償責任を負っている。

イ 要綱とは議会が議決する「条例」と異なり、行政機関内部における規律として行政自らが作成するものである。

奈良県は「要綱」より「条例」に全て平成24年12月議会で変更している事実がある。

4 事実証明書

委員会設置要綱 8通

支出命令書 12通

5 報償費支払明細書

別紙のとおり。

第2 請求の受理

本件請求は、法第242条に規定する要件を備えていたので、これを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

平成25年2月12日、法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

これに対し、請求人から本件監査請求に関する書類の提出及び請求内容の補足説明があった。

2 監査対象事項

請求書の記載事項及び請求人の陳述内容等を踏まえ、奈良県入札監視委員会、奈良県建設工事等入札参加停止審査会（旧名称：建設工事等入札参加停止審査会）、奈良県公共事業評価監視委員会、奈良県河川整備委員会、奈良公園植栽計画検討委

員会、奈良県公立学校優秀教職員表彰選考委員会、奈良県教員指導力審議会（旧名称：教員の指導力に関する諮問委員会）及び奈良県教員メンタルヘルス委員会（旧名称：教員のメンタルヘルスに関する審査会）（以下、上記の8つの委員会等を総称して「本件各委員会等」という。）の委員に対する報償費の支出が違法又は不当な公金の支出にあたるのか否かを監査対象とした。

3 監査対象部局

総務部、土木部、まちづくり推進局及び教育委員会事務局

4 監査資料及び監査対象部局の陳述等から確認した内容

監査対象部局に対して、監査資料の提出を求めるとともに、平成25年2月21日に陳述を聴取した。

監査対象部局から提出された監査資料及び陳述等の内容は概ね次のとおりである。

(1) 附属機関に関する運用について

ア これまでの附属機関に関する運用について

法律に設置根拠を持たない会議等を設置するにあたっては、各担当課において、附属機関に該当するか否かについて、既存の同種の会議等の設置方法や他府県の状況等をもとに判断し、附属機関に該当すると判断されるものについては、個別の条例又は奈良県附属機関に関する条例（昭和28年3月奈良県条例第4号。以下「附属機関条例」という。）に位置付けを行い、附属機関に該当しないと判断されるものについては要綱等に位置付けを行ってきた。

このような経緯を踏まえ、本件各委員会等についても附属機関に該当しないという認識のもと、これまで要綱等に基づき設置がなされてきたところである。

イ 運用の見直しについて

(ア) 運用の見直しのきっかけについて

平成24年9月12日、大阪府が要綱等に基づき設置をしていた会議等の見直しを行い、必要なものについて9月議会で条例に基づく附属機関に位置付けるといふ新聞報道がなされた。本県としてはこの報道を受け、附属機関とそれ以外の会議等の区分け基準について、総務部において早急に検討を行

うこととした。

(イ) 判断基準の作成に向けた情報収集について

総務部行政経営課において、法を所管する総務省自治行政局行政課に、附属機関の該当性に係る明確な判断基準について問い合わせた結果、「附属機関に該当するかどうかについて明確な判断基準を示すことはできないので、これまでの判決等を確認しながら個別判断を行っていくしか方法はない」との見解を示された。

また、平成14年1月30日のさいたま地方裁判所の判決、平成20年10月30日の岡山地方裁判所の判決及び平成21年6月4日の広島高等裁判所の判決からも情報収集を行った。

(ウ) 判断基準の作成について

上記の情報収集等を踏まえ、平成24年10月15日に附属機関に位置付けるための県としての判断基準を作成した。

内容については、次のとおりである。

附属機関として位置付ける会議等

調停、審査、審議又は調査を行うための合議制の機関

◎調停・・・第三者が紛争の当事者間に立って、当事者の互譲によって事件の妥当な解決をはかるようにすること

◎審査・・・特定の事項について判定ないし結論を導き出すために、その内容をよく調べること（選定・評価等の類似する行為を含む）

◎審議・・・ある物事について詳しく論議・検討すること

◎調査・・・一定の範囲の事項についてその真実を調べること

※合議制・・・出席者間で協議等を行い、当該会議の結論として答申、報告、提言、決定、意見集約等の機能があるもの

(エ) 条例化への対応について

平成24年10月15日、これまで要綱等に基づき設置をしていた会議等を対象に、上記の判断基準に照らして附属機関に位置付ける必要の有無について全庁的な調査を実施した。

その結果、本件各委員会等を含む67の会議等について、条例化により運営の安定を図ることが県政の推進につながるとの趣旨で、県として新たに附属機関に位置付けることが望ましいと判断し、平成24年12月県議会で奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例案を上程した。

この条例案は、県議会の議決を得て同年12月28日、奈良県条例第21号として公布がなされ、同日施行された。

なお、近畿地方の他府県の対応状況についてみると、12月議会で条例化を行ったのは奈良県のみとなっている。また、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県のいずれも要綱等に基づき設置をしている会議等は多数存在しており、各府県ともに見直しを行い、必要なものについては条例化を行う予定であると把握している。

(2) 本件各委員会等の概要について

本件各委員会等の概要は以下のとおりである。なお、平成24年12月の条例改正の前後で業務内容に変更はない。

ア 奈良県入札監視委員会

(ア) 設置目的

公共工事に係る入札契約過程の透明性の向上に資するため。

(イ) 主な業務内容

県発注工事のうち当委員会が抽出したものの入札・契約手続きについて審議を行い、意見の具申又は勧告を行う。また、入札・契約手続きにおける再苦情処理を行う。

(ウ) 委員構成

委員数5名（大学教員、弁護士）

(エ) 意思決定方法

委員個々より審査を行ったうえで、委員相互で調整のうえ、委員長より意

見具申等を行っている。

イ 奈良県建設工事等入札参加停止審査会

(ア) 設置目的

入札参加停止措置に関する疑義を審議するため。

(イ) 主な業務内容

入札参加停止措置の適用に疑義が生じたとき及び入札参加停止期間中にその原因となった事由について入札参加資格者が責めを負わないことが明らかになったことにより解除手続きを行う場合に審議を行う。

(ウ) 委員構成

委員数4名（大学教員、弁護士）

(エ) 意思決定方法

出席した委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は会長が決する。

ウ 奈良県公共事業評価監視委員会

(ア) 設置目的

公共事業の評価を適正に運用することで、県が実施する公共事業を、より効率的に執行し、その実施過程の透明性を一層向上させるため。

(イ) 主な業務内容

事業再評価の実施手続きを監視し、当該事業に関して再評価の実施主体が作成した対応方針（原案）に対して審議を行い、意見の具申を行う。

(ウ) 委員構成

委員数6名（大学教員、弁護士、財団法人役員、会社役員）

(エ) 意思決定方法

委員会は委員の3分の2以上の出席により成立し、委員会の議事は、出席議員の過半数により決され、可否同数の場合は議長が決する。

エ 奈良県河川整備委員会

(ア) 設置目的

奈良県の管理河川における河川整備計画を策定・変更又は計画内容の進捗の点検（再評価に関する審議を含む）するにあたり、河川に関し学識経験を

有する者の意見を聴くため。

(イ) 主な業務内容

河川整備計画の策定及び変更並びに河川整備計画に掲げる事項の進捗点検（当該計画に基づく事業の再評価を含む）について審議する。

(ウ) 委員構成

委員数 11 名（大学教員、弁護士、建築士、会社役員）

(エ) 意思決定方法

委員会は委員の過半数以上の出席により成立し委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

オ 奈良公園植栽計画検討委員会

(ア) 設置目的

平成 24 年 2 月に策定した「奈良公園基本戦略」に基づき、将来にわたる植栽及び管理の指針となる「奈良公園植栽計画」を策定するにあたり、造園学並びに奈良公園ひいては奈良県の風致景観施策に精通した学識経験者の意見を聴取するため。

(イ) 主な業務内容

奈良公園植栽計画の策定に向けて、奈良公園における植栽に関すること、奈良公園における植物管理に関すること、その他奈良公園における植栽及び植物管理を通しての奈良公園の魅力向上に関することについて審査・調査を行う。

(ウ) 委員構成

委員数 4 名（大学教員）

(エ) 意思決定方法

出席者の総意をもって決するところによる。

カ 奈良県公立学校優秀教職員表彰選考委員会

(ア) 設置目的

職務に精励し、他の教職員の模範となる教育活動を実践している教職員及び教職員グループの選考に関する事項を審議するため。

(イ) 主な業務内容

県教育委員会（以下「県教委」という。）が、職務に精励し、他の教職員の模範となる教育活動を実践している教職員及び教職員グループを選考するに当たって、その選考に関する事項を審議する業務である。

(ウ) 委員構成

委員数 7 名（学識経験者、児童・生徒保護者関係、企業人等一般）

(エ) 意思決定方法

委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

キ 奈良県教員指導力審議会

(ア) 設置目的

県教委が指導が不適切である教諭等に該当するかどうかを判定し、人事上の措置を決定するに当たって審議するため。

(イ) 主な業務内容

県教委が、指導が不適切である教諭等に該当するかどうかを判定し、人事上の措置を決定するに当たって、専門的・多角的に検討を行う業務である。

(ウ) 委員構成

5 名（学識経験者、弁護士、医学者、企業人等一般）

(エ) 意思決定方法

委員会の会議は、委員の過半数が出席により議事を行う。

ク 奈良県教員メンタルヘルス委員会

(ア) 設置目的

県教委が精神疾患あるいはその可能性がある教員に対する人事上の措置を決定するに当たって審議するため。

(イ) 主な業務内容

県教委が、精神疾患又はその可能性がある教員に対する人事上の措置を決定するに当たって、教育的・専門的な見地に立って審査する業務である。

(ウ) 委員構成

委員数 3 名（学識経験者、医師）

(エ) 意思決定方法

委員会の会議は、委員の過半数が出席により議事を行う。

(3) 報償費の支出について

ア 支出の根拠について

附属機関の委員に対しては、法第203条の2及び第204条の2の規定により、委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年10月奈良県条例第39号。以下「報酬条例」という。）及び附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和31年11月奈良県規則第69号。以下「報酬規則」という。）に基づき、報酬を支給している。

それに対して、本件各委員会等の委員に対しては、各委員が実際に会議に出席し、要綱等に定められた職務の履行等の役務の提供によって県が受けた利益に対する対価として、上記の条例及び規則を準用し相当する額（日額10,900円）を伺い定めにより報償費として支給している。

なお、報償費の額を定めるのにあたって、上記の条例及び規則を準用した理由は、本件各委員会等の委員は附属機関の委員と同じように、県の依頼を受けて会議に出席し、その識見をもって各委員会等の設置目的である行政課題に関する議論等を行っており、その役務の内容は附属機関の委員と同様であるからである。

イ 支出の状況について

本件各委員会等の委員に対する、報償費の支出の状況（但し、監査請求対象分）は、下表のとおりである。

なお、1人1日あたりの金額は、いずれの委員も10,900円である。

委員会等名	委員会等の開催日	支出日	支出額
奈良県入札監視委員会	平成24年 2月 7日	平成24年 2月23日	32,700円
	平成24年 7月17日	平成24年 8月 3日	54,500円

	平成24年10月29日	平成24年11月13日	32,700円
奈良県建設工事等入札参加停止審査会	平成24年 1月13日	平成24年 2月10日	32,700円
奈良県公共事業評価監視委員会	平成24年 8月 7日	平成24年10月 5日	65,400円
奈良県河川整備委員会	平成24年 3月23日	平成24年 4月18日	98,100円
	平成24年 9月 3日 平成24年 9月10日	平成24年10月 2日	109,000円
	平成24年11月12日	平成24年12月11日	87,200円
奈良公園植栽計画検討委員会	平成24年11月 2日	平成24年11月22日	21,800円
奈良県公立学校優秀教職員表彰選考委員会	平成24年10月 1日	平成24年11月30日	65,400円
奈良県教員指導力審議会	平成24年 8月28日 平成24年 9月13日	平成24年12月27日	98,100円
奈良県教員メンタルヘルス委員会	平成24年 9月 7日	平成24年12月27日	21,800円
合 計			719,400円

(4) 請求人の指摘に対する監査対象部局の見解について

これまで、附属機関の解釈としては、総務省の見解や近隣府県の状況をも

どのような会議を附属機関として位置付けるかが明確ではなかったこと、下級審の判決は複数出ていたが最高裁判所の判決は出ておらず、判例が確立しているとはいえないこと、要綱等での設置を許容する有力な学説が存在していたこと、他府県でも大きな動きがなかったこと、本件各委員会等は、本県が行政を推進する上で必要な専門的な立場からの意見や県民の声を適正に反映させるための意見を聴取する場として条例化以前においても必要不可欠なものであり、活発な議論も行われ有意義なものであったことから、従来要綱等で設置していたことは違法とはいえない。

また、仮に本件各委員会等を条例で設置していなかったことが違法であるとしても、本件各委員会等の各委員はこれまで実際に会議等に参加し、それぞれが持つ専門的な知識や経験等を活かして要綱等に定められた職務を履行していることから、県は各委員の職務の遂行により利益を受けており、各委員に対して支払った報償費は県が受けた利益の対価としての適正な支払いである。

たとえ条例に附属機関としての位置付けを行っていたとしても同種の公金の支出を免れず、県は各委員に報酬の支払い義務を負っていたと考えられる。このことから、報酬条例及び報酬規則を準用し相当する額の本件報償費を支払っていたことは、県に損害を与えたとはいえない。

第4 監査結果

本件請求の監査結果は、次のとおり決定した。

本件請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 本件各委員会等の附属機関の該当性について

(1) 附属機関の根拠規定について

法第138条の4第3項は、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。」と定めている。また、法第202条の3第1項にも、同様の趣旨の規定がある。

法第138条の4第3項の規定の趣旨については、平成14年1月30日のさいたま地方裁判所の判決において、「この規定にいう『附属機関』とは、執行機関の要請により、行政執行のために必要な資料の提供等行政執行の前提として必要な審査、諮問、調査等を行うことを職務とする機関を総称するものであって、その名称は問わないものであり、また、そこにいう『審査』とは、特定の事項について判定ないし結論を導き出すために内容を調べること、『諮問』とは、特定の事項について意見を求めることを指す比較的広い外延を有する概念である。更に、この規定は、附属機関は法律又は条例の定めるところにより設置することを要し、地方公共団体の長のそれより下位の行政の内部規律、例えば決裁により制定される要綱などで設置することを許さない趣旨を含むものと解される。附属機関の設置は、法令に特別の定めがない限り、各執行機関において規則、規程その他の内部規律に基づいて任意に行うことができるものとされていた従来の取扱いを改め、今後は、行政組織の一環をなす附属機関の設置は、すべて条例に定めなければならないこととする趣旨で本条が新設された経緯（昭和27年8月法律第306号）からみても、このように解するのが相当である。」と判示されている。

(2) 本件各委員会等の設置根拠について

監査対象部局の陳述等によると、本県においては、法律に設置根拠を持たない会議等を設置するにあたっては、各担当課において、附属機関に該当するか否かについて、既存の同種の会議等の設置方法や他府県の状況等をもとに判断し、附属機関に該当すると判断されるものについては、個別の条例又は附属機関条例に位置付けを行い、附属機関に該当しないと判断されるものについては要綱等に位置付けを行ってきたものであり、本件各委員会等についても、従来は附属機関に該当しないという認識のもと、要綱等に基づき設置がなされてきたとのことである。

そして、平成24年9月に、大阪府が要綱等に基づき設置をしていた会議等について、必要なものを附属機関に位置付けるという新聞報道がされたことを受け、行政経営課が総務省担当課へ問い合わせをし、関連する判決等について情報収集を行った。平成24年10月には附属機関に位置付けるための県としての判断基準を作成するとともに、これまで要綱等に基づき設置をしていた会議等を対象に、この判断基準に照らして附属機関に位置付ける必要の有無について全庁的な調査を実施し

た。この調査の結果、本件各委員会等を含む67の会議等について、判断基準に該当すること等から、条例化により会議等の運営の安定を図ることが県政の推進につながるとの趣旨で、附属機関に位置付けることが望ましいと判断し、県議会の議決を得て、同年12月から条例で設置することとしたとのことである。

(3) 本件各委員会等の附属機関の該当性について

監査対象部局は、総務省担当課の見解や近隣府県の状態をみてもどのような会議を附属機関として位置付けるかが明確ではなかったこと、下級審の判決は複数出たが最高裁判所の判決は出ていないこと、要綱等での設置を許容する有力な学説が存在していたこと、他府県でも大きな動きがなかったこと、本件各委員会等は、本県が行政を推進する上で必要な専門的な立場からの意見や県民の声を適正に反映させるための意見を聴取する場として条例化以前においても必要不可欠なものであり、活発な議論も行われ有意義なものであったことから、従来要綱等で設置していたことは違法とはいえない旨主張している。

確かに法を所管する総務省担当課からどのような会議を附属機関に位置付けるかについての明確な判断基準が示されていなかったこと、一般社団法人地方行財政調査会の調査（平成22年4月1日現在）によると、宮城県を除く46都道府県において要綱等で設置する会議等が存在していたこと等から、行政実務上、要綱等での設置が違法であるとの認識は一般化していたとはいえないこと、要綱等での設置を違法とする下級審の判例は複数存在していたものの、最高裁判所の判例は存在せず、違法とする判例が確立していたとはいえないこと、学説でも附属機関の意義を限定的に解釈する見解が存在していたといったような事情は認められる。

また、本県は、近畿各府県の中でも大阪府に次いで早期に条例化に対応していることも認められる。

以上のことから、各担当課において、本件各委員会等が附属機関に該当すると認識することが困難であったとは認められるが、上記のさいたま地方裁判所の判決に照らして附属機関の該当性について検討すると、監査対象部局の陳述等から、審査、審議、調査等に該当すると考えられる活動がされていたものと認められることから、要綱等で設置していたことについては、違法の評価を否定することはできないもの

と判断する。

2 本件報償費の支出について

監査対象部局の陳述等によると、附属機関の委員に対しては、法第203条の2及び第204条の2の規定により、報酬条例及び報酬規則に基づき、報酬を支給している。

それに対して、本件各委員会等の委員に対しては、委員が実際に会議に出席し、要綱等に定められた職務の履行等の役務の提供によって県が受けた利益に対する対価として、上記の条例及び規則を準用し相当する額を伺い定めにより報償費として支給していたとのことである。

しかしながら、前記のとおり、附属機関の該当性については違法の評価を否定できないことから、本件各委員会等の委員に対しても、報償費としてではなく報酬を支出することが相当であったと判断する。

3 県の損害について

(1) 本件監査請求における県の損害の考え方について

本件監査請求は知事に対して不法行為による損害賠償請求権を行使するよう求めるものであるので、損害賠償請求権の行使の前提として、本件報償費の支出によって、県に損害が生じたか否かが問題となる。

この点について、平成6年12月20日の最高裁判所の判決において、「地方自治法242条の2第1項4号に基づく住民訴訟において住民が代位行使する損害賠償請求権は、民法その他の私法上の損害賠償請求権と異なるところはないというべきであるから、損害の有無、その額については、損益相殺が問題になる場合はこれを行った上で確定すべきものである。したがって、財務会計上の行為により普通地方公共団体に損害が生じたとしても、他方、右行為の結果、その地方公共団体が利益を得、あるいは支出を免れることによって利得をしている場合、損益相殺の可否については、両者の間に相当因果関係があると認められる限りは、これを行うことができる。」と判示されている。

したがって、本件報償費の支出による損害の有無及びその額については、上記の最高裁判所の判決で示すような私法上の観点から判断されるべきであり、また、損益相殺が問題になる場合はこれを行った上で損害の有無等を確定すべきものである。

本件各委員会等を、条例に基づくことなく要綱等で設置し、委員に報償費を支出したということだけでは、県に損害が生じたとは即断できない。

以下、上記の観点から本件についての損害の有無を検討する。

(2) 本件報償費の対価性について

監査対象部局の陳述等によると、本件報償費を支出した理由は、本件各委員会等の各委員が実際に会議等に出席し、要綱等に定められた職務の履行等の役務の提供によって県が受けた利益に対する対価として支出したとのことである。したがって、本件報償費の支出について、本件各委員会等の各委員から提供があった役務との関係で対価性を欠くような場合は、上記の観点から、県に損害が生じたものと判断することになる。

ところで、支出の対価性の考え方については、平成21年2月26日の東京高等裁判所の判決において、「社会通念に照らし反対給付や目的との均衡を著しく欠くなど、当該財務会計職員に与えられた裁量権の行使につき逸脱又は濫用があるときに限り」対価性を欠く旨判示されている。

本件各委員会等の各委員が提供した役務について検討するに、監査対象部局の陳述等から、本件各委員会等は、いずれも設置目的が県の事務・事業に関連したものであり、各委員は、執行機関の依頼を受けて、本件各委員会等に出席し、その設置目的に沿って、執行機関が施策等を決定するに当たっての必要な事項を審議する等、審査、審議、調査等に該当すると考えられる業務を遂行していたことが認められ、委員の役務の提供について、県にとっての有益性を否定するような事情は認められない。

本件報償費の額は、報酬条例及び報酬規則を準用し、附属機関の委員の報酬の額と同額（日額10,900円）となっており、社会通念に照らして相当性を欠くとは認められない。また、本件各委員会等は平成24年12月に条例設置されているところ、平成24年12月の条例改正の前後で本件各委員会等の業務内容に特段の変更があったとは認められず、本件各委員会等が条例に根拠を有することとなった以後の、本件各委員会等の委員についての報酬を規定する上記の条例及び規則に定める報酬の額とも同額（日額10,900円）にもなっている。

そして、委員の出席に応じて支払ったものであり、各委員が提供した役務に対す

る対価の支払いとしては妥当なものと認められる。

以上のことから、本件報償費の支出は、各委員から提供を受けた役務との関係で対価性を欠いているとはいえないものと判断する。

(3) 県の損害の有無について

以上のとおり、県は、本件各委員会等の各委員から、本件報償費の支出に見合った役務の提供を受けていると認められることから、上記の最高裁判所の判決に照らして検討すると、本件報償費の支出によって県に損害が発生したとは認められないと判断する。

別紙

報償費支払明細書

名称	支払金額	支払日	支払目的
奈良県公立学校優秀教職員表彰選考委員会	65,400円	平成24年 4月30日	報償費
奈良県教員指導力審議会	98,100円	平成24年12月27日	
奈良県教員メンタルヘルス委員会	21,800円	平成24年12月27日	
奈良県入札監視委員会	32,700円	平成24年 2月23日	
	54,500円	平成24年 8月 3日	
	32,700円	平成24年11月13日	
奈良県建設工事等入札参加停止審査会	32,700円	平成24年 2月10日	
奈良県公共事業評価監視委員会	65,400円	平成24年10月 5日	
奈良県河川整備委員会	98,100円	平成24年 4月18日	
	109,000円	平成24年10月 2日	
	87,200円	平成24年12月11日	
奈良公園植栽計画検討委員会	21,800円	平成24年11月22日	

合計	719,400円		
----	----------	--	--